

地域医師会長 各位

岐阜県医師会

会長 河合 直樹

(公印省略)

在宅医療連携強化事業「在宅医療提供体制普及啓発事業」の実施について<協力依頼>

見出しの件につきまして、昨年度に引き続き、標記事業を別紙の事業概要に基づき実施致します。

本件は、岐阜県医師会が地域医師会或いは地域医師会が適当であると認めた者が、在宅医療にかかる病診・診診連携、多職種チームケア体制の構築強化、在宅療養者のための感染症予防・対策、災害時のバックアップ体制構築等をテーマとして検討し、地域住民や関係機関への啓発資材を作成するものであり、その検討会と啓発資材の開発に伴う経費を負担するものです。

つきましては、貴職におかれましては、本件につきまして、ご承知おきいただき、医師会単位並びに医療機関単位で検討会等を実施する際にご活用下さいますようお願い申し上げます。

また、貴会会員への周知につきましても、ご高配賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、本事業の実施に伴い、各種提出書類が必要となりますので、併せて添付させていただきます。ご不明な点は、本会事務局までお問い合わせ下さい。

【添付資料】

1. 事業概要
2. 様式(1) 実施計画書
3. 様式(2) ワーキンググループ名簿
4. 様式(4) 実施報告書
5. 様式(5) 振込口座申請書

※以上の各種資料は、岐阜県医師会のホームページに掲載されています。また、実施計画のご参考に、令和2年度に作成された啓発資材が公開されておりますのでご参照下さい。

○岐阜県医師会ホームページ→医師の皆様へ→在宅医療関連事業

<https://www.gifu.med.or.jp/doctor/athome>

担当者	岐阜県医師会事務局 伊藤		
TEL	058-274-1111	内線	216
FAX	058-271-1651		
E-Mail	aitoh-j@gifu.med.or.jp		

在宅医療提供体制普及啓発事業概要

地域住民が安心して在宅療養生活を選択できるよう、地域で構築された多職種連携体制や病診・診診連携体制を地域住民に啓発するための活動と啓発資材の作成に係る経費を補助する。

1. 事業期間

令和3年6月14日（月）～令和4年3月25日（金）

※上記期間内に完了してください。

2. 事業実施者

- 1) 地域医師会長
- 2) 地域医師会長が推薦する団体又は個人

3. 内容（在宅医療をテーマとした以下のいずれかを満たすもの）

- 1) 地域で形成された病診連携・診診連携体制を構築強化
- 2) 患者の在宅療養生活を多職種で支えるチームケア体制構築
- 3) 患者とその家族、または専門職に対する新型コロナウイルス感染症等の感染予防や対策方法の教育
- 4) 災害時、緊急時等における在宅療養者のバックアップ体制構築
- 5) その他、岐阜県医師会が認めるもの

4. 実施方法

- 1) 事業実施者は、ワーキンググループ^{*1}を形成し実施計画書（様式1）と参加者名簿（様式2）を岐阜県医師会に提出する。
- 2) 岐阜県医師会は、提出された実施計画書の内容について審査し、申請者に結果を通知する。（様式3）
- 3) 事業実施者は、事業を実施^{*2}し、令和4年3月25日（金）までに実施報告書（様式4）と啓発資材等を岐阜県医師会に提出する。
- 4) 岐阜県医師会は、実施報告書（様式4）と啓発資材等を各地域の取組紹介として、岐阜県医師会の関連WEBサイト上に掲載し広報する。
- 5) 岐阜県医師会は、実施報告書の受領後、経費の支払をする。
- 6) 実施事業者は、以下の一文を啓発資材等に掲載する。

「本件は岐阜県在宅医療連携強化事業の補助金を受けて制作されました。」

5. 経費

1) 対象経費

実施に必要な賃金、報償費、旅費、消耗品費、会議費、通信運搬費並びに使用料及び賃借料、啓発資材制作費 ※報告書とともに領収書のコピーを添付する。

2) 基準額 1団体につき上限15万円

6. 留意点

予算の上限に達した時点で本事業は終了する。

7. 備考

※1 ワーキンググループのメンバーには、在宅医2名以上と看護職1名以上は必ず参加し、テーマに係る以下のいずれかの専門職の参加を必要とする。

(歯科医師、看護師、MSW、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、栄養士、介護職、在宅医療介護連携推進コーディネーター等)

※2 事業実施者は、検討会等を開催する場合は、岐阜県の『コロナ社会を生き抜く行動指針』を順守の上、実施すること。

(お問い合わせ・報告書提出先)

〒500-8510 岐阜市藪田南3丁目5-11

一般社団法人 岐阜県医師会事務局 在宅医療担当 宛て

電話：058-274-1111 FAX：058-271-1651

在宅医療連携強化事業 在宅医療提供体制普及啓発事業概要

事業実施者

- 1) 地域医師会長
- 2) 地域医師会長が推薦する団体又は個人

目的

地域住民が安心して在宅療養生活を選択できるよう、地域で構築された多職種連携体制や病診・診診連携体制を地域住民に啓発するための活動と啓発資材の作成に係る経費を補助する。

検討内容 (テーマ)

- 1) 地域で形成された病診連携・診診連携体制を構築強化
- 2) 患者の在宅療養生活を多職種で支えるチームケア体制構築
- 3) 患者とその家族、または専門職に対する新型コロナウイルス感染症等の感染予防や対策方法の教育
- 4) 災害時、緊急時等における在宅療養者のバックアップ体制構築
- 5) その他、岐阜県医師会が認めるもの

事業期間

令和3年6月案内発出～令和4年3月25日（金）

※上期間内に事業を完了してください。

実施方法について各地域にて、ワーキンググループを作り、上記テーマに沿って検討し、作成されたチラシ、パンフレット等を使って地域住民・関係職種へ啓発する。

※検討会等を開催する場合は、岐阜県の『コロナ社会を生き抜く行動指針』<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/27069.html>を順守の上、実施してください。

計画

- ・多職種ワーキンググループの形成
 - ・課題抽出
- (実施計画書を本会へ提出。2週間程度で審査し承認通知へ)

検討会の開催

- ・会議形式は自由。zoom等のオンライン会議でも可。(開催日、参加者の記録は必要です。)
- ・啓発資材の企画制作

啓発資材を使った広報

- (例) ・地域住民や関係職種を対象としたweb講演会の開催。
・啓発資材の関係機関への配布。
・メディア等での紹介。
・市HP等で広報。 等

報告

- ・実施報告書と作成した啓発資材（現物とPDFデータ）、領収書のコピーを本会へ提出。
- ※報告内容は各地域の活動として本会サイトにて掲載。

基準額：1団体 上限15万円

対象経費

実施に必要な賃金、報償費、旅費、消耗品費、会議費、通信運搬費並びに使用料及び賃借料、啓発資材制作費 ※報告書とともに領収書のコピーを添付する。

提出書類等の様式は、以下のサイトに掲載されています。また、R2年度に作成されたチラシ、パンフレット等が掲載されていますので企画立案の際にご参照下さい。

○岐阜県医師会ホームページ

→医師の皆様へ→在宅医療関連事業

<https://www.gifu.med.or.jp/doctor/athome/>

